

令和7年5月15日

鳥取県の孤独・孤立対策について

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」により、ヤングケアラー、老々介護、8050問題をはじめとする課題について、地域の絆を活かして対策を行い、孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくる(R5.1.1施行)

本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む条例は

全国初

以下について、県・市町村・関係団体等の役割として規定すること等により推進

- 県民、行政、事業者、関係機関等相互のネットワークの強化
- 個人情報が必要に応じた関係機関との共有
- 包括的な支援、制度の狭間の方への対応の充実
- 支援、相談等を担う人材の育成・確保
- 必要な各種施策の推進

具体的な施策

- ひきこもりやその家族 ひきこもり状態にある本人や家族等の相談支援に対応するとともに啓発を継続。(平成20年度から「とっとりひきこもり生活支援センター」に委託実施)
- ヤングケアラーの方 令和3年度から児童相談所やLINEでの相談をスタート。オンラインサロンの設置や電話相談体制、SNS上の集いの場の設置など、支援体制を順次拡大。
- 再犯防止・更生保護 第2期「鳥取県再犯防止推進計画」を令和5年4月に策定。多くの関係機関や地域と連携し、罪を犯した人が孤立することなく、再び地域社会で生活できる環境を整備。令和7年度からは保護司とも連携した相談事業を開始。
- 重層的支援体制整備等の市町村支援 地域住民に対する包括的な支援体制の構築を市町村が円滑に実施できるよう財政面・人材育成等の支援を継続。

条例の具体化のため、福祉保健課地域福祉推進室を改組、県庁内の関連業務を集約し、福祉保健部内に「**孤独・孤立対策課**」を令和5年7月末に設置。(生活困窮者自立支援、生活保護、再犯防止・更生保護、民生委員、成年後見、ひきこもり、ヤングケアラー等を所掌)

「孤独・孤立に係る実態調査」の概要

今後の孤独・孤立対策の基礎資料とするため、ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護状態にある方の状況に関する実態調査を関係機関と連携して実施。

調査期間

令和6年7月～9月

調査手法

市町村の関係部署での相談対応や、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等関係団体への調査等を通じ、市町村が把握した状況の回答を依頼

結果概要

■ ひきこもり【863人】

長期化しているケースが4割弱、40代以上のケースが過半数、何らかの支援につながっているケースが半数といった傾向であり、平成30年度調査の結果と傾向には大きな差が無く依然として、長期にわたるひきこもり、中高年齢層のひきこもりの方は相当数おられる

■ ヤングケアラー【39人】

兄弟姉妹の遊び相手や見守り、家事をしている割合が高く、また、母子家庭といった類型が多いなど各市町村の窓口等で把握している実態が判明。

■ 老老介護【334世帯】

介護保険サービスの利用意向は多くないものの、介護への体力的な負担など将来の課題に悩んでいるケースが多く、介護者が地域との交流が少ない、または全くないケースが4割、相談相手も家族が8割弱となるなど、地域や支援機関との関わりが希薄な世帯が多かった。

※ 75歳以上の者のみからなる世帯で高齢の夫婦や親子、きょうだいなどのどちらかが主たる介護者であり、もう一方が介護される側（被介護者）となる世帯、あるいは複数の世帯員が介護を要する状態にある世帯（単身高齢世帯は除く。）

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要

○プラットフォームの概要

孤独・孤立の問題は、行政による対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進するための活動基盤として令和4年9月に設置。

■主な活動内容

- 孤独・孤立対策に関する広報活動
- 構成機関間の交流(情報共有を含む)
- 相談支援・援助及び相談のハードルを下げる取組の実施
- 孤独・孤立に関するアウトリーチ・実態把握
- 行政と孤独・孤立対策に関する対話、行政への政策提言
- 各市町村における重層的支援体制整備事業の実施
- 課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動 など

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

プラットフォーム会議

幹事団体

- 1 PF活動の「企画」「検証」
- 2 PF活動の「周知・発信」
- 3 県の孤独・孤立施策への提言
- 4 規定や幹事団体の決定
- 5 法15条に定める「孤独・孤立対策地域協議会」

PFの取組への参加



PF会議が中心となって企画したPFの取組への参加を呼びかけ

一般団体

こども食堂、再犯防止、福祉団体、ピアサポート団体など幅広い支援機関を公募

【一般団体の機能】

- 1 連携した相談・支援の提供
- 2 連携事業の実施やフォーラムへの参加
- 3 分野横断的な情報共有
- 4 広報・交流活動の実施
- 5 市町村重層事業への参画

※県孤独・孤立対策課が事務局となり、PF全体の運営・企画、一般団体の募集を実施。

「孤独・孤立対策推進交付金」を活用したプラットフォーム事業

■孤独・孤立に係る相談窓口

- 住民の抱える困りごととは多種多様であり、「相談窓口がわからない」ケースも想定される。(相談内容は、生活困窮、家族関係、近隣関係、就労支援、住宅関係など多岐にわたる)
- 孤独・孤立や生活困窮といった分野を限定せず、「生活困りごと相談」窓口として様々な相談を受け、必要に応じてプラットフォーム構成機関等へのつなぎを行っている。
- 令和7年度からはLINE相談の導入や必要に応じての同行支援などを行う。

年度	相談件数
令和4年度 (11月開始)	82
令和5年度	147
令和6年度	189
合計	418

■プラットフォームワークショップ

- 日時 令和7年1月29日(水) 14:00-16:00
- 場所 倉吉交流プラザ視聴覚ホール
- 参加団体 29団体
- トークセッション(1H)
今の仕事をしているきっかけややりがい、関心事、エネルギーを注いでいることと孤独・孤立対策を中心にトークセッション
- ワークショップ(ワールドカフェ形式・1H)
6テーブルに分かれて、活動のきっかけ、やりがいや活動の中で難しいこと、今後やっていきたいことなどグループ討議

私と福祉

知る、つながる、混ざり合う。
福祉をひらくワークショップ
とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

参加費 無料

参加ゲスト

2025年 1月29日 水 14:00-16:00

倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

主催：鳥取県 企画運営：NPO法人 bankup

「とっとり孤独・孤立サポーター」の概要

サポーター創設の経緯

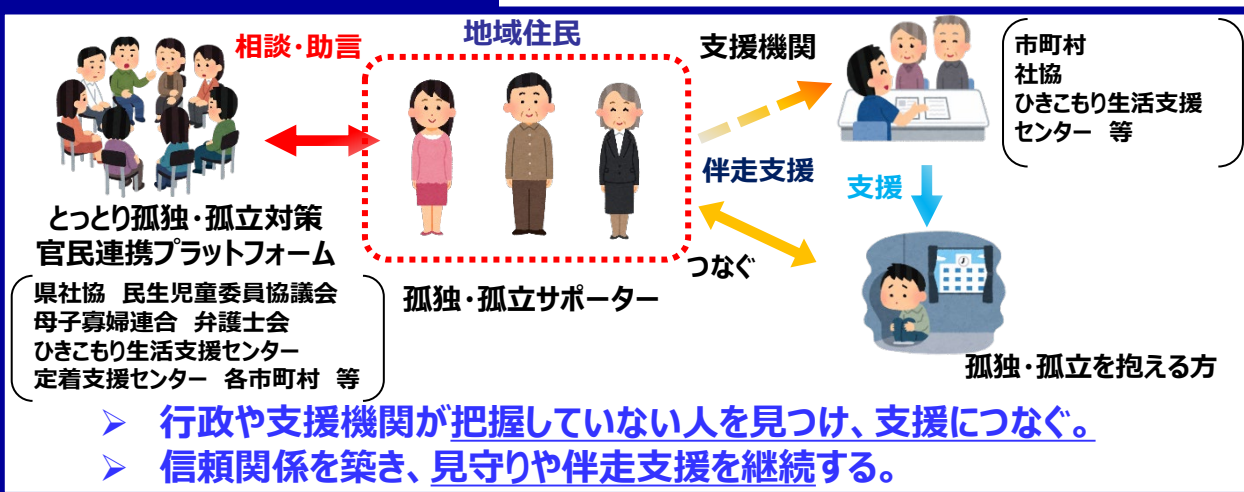
これまで「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」による「生活困りごと相談窓口」の設置など、県民に分かりやすい孤独・孤立に係る相談体制を整備してきたところだが、地域の中で孤独・孤立を抱える方が自発的に支援につながることはまだ難しい状況にある。

また、当事者等の抱える孤独・孤立に係る悩み等については、支援機関につながって解決することばかりではなく、当事者本人や支援機関からも孤独・孤立を抱える方への伴走支援を求める声があることから、県民による支え愛の仕組みとして、サポーター制度の創設を行うこととしたもの。

サポーターに期待する役割

- 自らの地域において、孤立状態にありながら行政や支援機関が把握していない人を見つけ出し、支援につなぐ。
- 支援につなぐ際には、可能な限り対象者と支援機関の間に立ち、家庭訪問や日頃の声かけなど、信頼関係を築きながら、地域における関わりづくり、見守りや伴走支援を継続する。

サポーターの支援イメージ



- 市町村の支援窓口のみならず、判断に困るケースなどについては、県の設置している「生活困りごと相談窓口」で、支援機関への案内・つなぎ等を行う。また、県関係機関と孤独・孤立に関する事例を共有。

「孤独・孤立対策地域協議会」について

令和6年4月1日の「孤独・孤立対策推進法」施行に伴い、プラットフォーム幹事団体を構成員として「鳥取県孤独・孤立対策地域協議会」を設置。必要に応じて孤独・孤立に係る事案の支援の調整・協議を行うこととしている。

◆ 取り扱うケース

- ・ 市町村の協議会(他法により設置される協議会も含む)のみで扱うことが困難なケース
- ・ 協議会等未設置市町村で生じるケース
- ・ 県レベルで設置される既存の関係機関に寄せられる相談を発端としたケース 等

◆ 想定される流れ

1 相談の受付・情報の共有

関係機関と情報共有シート等により、情報を共有する。

2 当事者等からニーズの聞き取り

3 支援方針の調整、支援計画の決定

当事者等のニーズ等に基づき、支援の方向性を決定。その際、複数の支援機関が関与する場合の役割分担を行う。

4 支援機関による支援の開始

5 フォローアップ

事務局は支援機関から定期的または随時の支援の実施状況を確認するとともに、支援の実施状況や生活状況の変化等による新たな支援の必要性を検討。ニーズ等の変化があった場合は、支援方針や役割分担の変更等改めて検討。

6 その後

個人情報等支援に差し支える情報を除き、支援事例についてはプラットフォームで共有する。

重層的支援体制整備の実施状況について

- 鳥取県内においても、未婚化・晩婚化や高齢化の進行、地域のつながりの希薄化、非正規雇用の増加などにより前提となる社会の在り方が変化しつつある。
- 従前の対象者ごとの支援体制(契約に基づく福祉サービス)だけでは制度の狭間のニーズ、複雑化・複合化した支援ニーズを持つケース等への対応は困難(孤独・孤立といった課題とも大きく関連)であることから、重層的支援体制整備の実施について県として県内市町村に強く勧奨。

○重層的支援体制整備に取り組む市町村(12／19市町村)

開始時期	市町村
令和5年度まで	鳥取市、 米子市 、倉吉市、智頭町、北栄町(5)
令和6年度	八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町(+4)
令和7年度	大山町、南部町、日吉津村(+3)

例)米子市の総合相談センター「えしこに」

①福祉のよろず相談 ②地域包括支援センター③ひきこもり相談 ④成年後見制度 ⑤制度の狭間支援 ⑥チーム支援の調整 といった6つの機能で住民の抱える複雑な課題に対応するため、総合相談支援センター「えしこに」(米子弁:いい具合に、という意味)を令和4年4月に設置。

今後の展望

- 県として、官民連携プラットフォームや協議会、庁内連携のためのプロジェクトチームなどの仕組みを整備しており、新たな課題への対応や検討を実施。
 - ・ 生活困窮者自立支援法や社会福祉法に基づく「支援会議」を設置することができない都道府県としては、「孤独・孤立対策地域協議会」を設置する意義は大きい。
 - ・ ただし、「孤独・孤立対策」という施策は幅が広く、ひきこもり、ヤングケアラーなど具体的なテーマとそれ以外の分野での濃淡もあり、また、問題意識の共有が難しい。
- 市町村や支援機関と役割分担を行いつつ、「孤独・孤立」といったイメージや価値観を共有し、対策を進めていきたい。
 - ・ 既に市町村レベルでは、ひきこもり、生活困窮者支援などをスタートに、様々な取組や重層的支援体制の整備が進んでいる。負担感のないよう、かつ実効性ある取組として、現在の体制に上乘せするかたちで取り組みを進めていくよう市町村と協議を行っている。二の足を踏むような自治体をサポートする視点(進め方やノウハウ、人的支援、財政支援)は不可欠。
 - ・ 他の法律よりも、自治体間、関係するアクターの役割分担が明確ではなく、混乱や「お見合い」を生じかねないため、課題に合わせた役割分担やイメージの共有を行いながら、地域の実情に合った実施体制を進めていく必要がある。
 - ・ 困難な状況に陥った場合、「相談窓口」につながることや、相談することの心理的ハードルは高いため、困ったときに「助けて」と言える環境整備や風土作りも必要。様々なサポーター制度や啓発などは、広域的な取組とする方が取組が進みやすいのではないかと。